

# G20 大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針

平成 30 年 10 月 29 日  
G20 大阪サミット準備会議決定

近年、欧米諸国において、一般市民らのソフトターゲットを狙ったテロ事件が多発するなど、イスラム過激派やその過激思想に影響を受けたとみられる者等によるテロの脅威が世界各地に拡散している。また、政府機関や民間企業、重要インフラに対するサイバー攻撃は、手法が巧妙化・多様化するなど、その脅威は深刻さを増している。

こうした中、主要国首脳が一堂に会して開催されるG20 大阪サミットに際しては、テロやサイバー攻撃を始め、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による会議の妨害や違法行為事案の発生等、様々な脅威が懸念される。こうした脅威は、首脳会議の開催地に限られるものではなく、関係閣僚会合の開催地や東京を始めとする国内主要都市においても生じ得るものであり、全国的に警戒が必要となる。

こうしたことから、G20 大阪サミットに際しては、政府一丸となり、全ての関係機関が緊密に連携して総合的・一体的なセキュリティ施策を講じ、G20 大阪サミットの安全・円滑な開催の確保に万全を期さなければならない。

## 1 基本方針

G20 大阪サミットの安全・円滑な開催を確保するためには、国民、住民の理解と協力が不可欠であるとの認識の下、関係地方公共団体や事業者と緊密に連携を図るとともに、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えた各種の取組も踏まえつつ、以下の基本方針に則った取組を推進する。

- (1) 来日する主要国首脳・要人の身辺の絶対安全を確保する。
- (2) 会議の円滑な運営・進行を確保する。
- (3) ソフトターゲットへの警戒を含めたテロの未然防止対策を徹底する。
- (4) サイバー攻撃を含めた緊急事態への備えにも遺漏なきを期する。

## 2 主な対策

### (1) 情報収集・集約・分析等の強化

テロ等の未然防止、水際対策及びサイバー攻撃の予兆把握等に資するべく、国内外における情報の収集・集約・分析等を強化し、外国治安・情報機関等と

の情報交換を推進するとともに、関係機関間での迅速かつ的確な情報共有を徹底する。

#### (2) 水際対策の強化

テロリストや過激な活動家等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、入国審査・輸入貨物の検査の厳格化や不審者発見のための警戒監視を強化・徹底するとともに、通報連絡体制の整備、合同訓練・合同取締り等の実施により水際関係機関間の連携を強化する。

#### (3) ソフトターゲットに対するテロの未然防止

ソフトターゲットとなり得る公共交通機関や大規模集客施設等について、自主警備体制の強化を促進するとともに、施設管理者・事業者等と緊密に連携し、資機材の整備や訓練の実施等、テロ等の未然防止に向けた警戒警備を強化する。

#### (4) 重要施設等の警戒警備の強化

サミット関連施設、政府関連施設、電気・ガス・水道等の重要インフラ施設等について、自主警備体制の強化を促進するとともに、施設管理者・事業者等と緊密に連携し、会議場の囲繞や関係者識別措置の徹底を始め、警戒警備・保安対策を強化する。

また、関係機関が緊密に連携し、海上・沿岸警備、上空等における警戒監視、ドローン対策や経空テロ対策、重要無線の電波監視を強化する。

#### (5) 緊急事態への対処能力の強化

消防・救急体制や医療体制の構築を含め、緊急事態に対応するための体制や装備・資機材を整備し、緊急事態の発生時における対処に万全を期すとともに、様々な形態の事案を具体的に想定した訓練を関係機関が緊密に連携しながら実施する。

#### (6) 官民一体となった対策の促進

爆発物原料、毒劇物、病原体・毒素、放射性物質等について、取扱事業者等を対象とした保管・管理の指導や取扱施設に対する立入検査等の一層の徹底を図るとともに、取引時の本人確認や不審な購入者の通報等を働き掛けるなどの対策を更に推進する。

また、民泊を含む宿泊サービス等については、地方自治体と連携して適正な運営の確保を図るとともに、事業者等に対し、本人確認の徹底や不審動向を把握した場合の迅速な通報等の働き掛けを強化する。

さらに、様々な機会を活用して各種事業者等との情報共有や協働対処体制の強化を図り、官民一体となった各種対策を促進する。

(7) サイバーセキュリティ対策の強化

サミット関連情報の保全及び会議の円滑な運営・進行のため、関係省庁が緊密に連携し、一時的に会議場に設置される情報システムを含む政府機関の情報システムのサイバーセキュリティ対策を強化・徹底する。

また、会議の円滑な運営等に必要なサービスを提供する事業者等におけるサイバーセキュリティ対策を関係省庁が緊密に連携して推進する。

(8) 総合的な交通対策の推進

交通総量抑制、交通規制等については、国内外要人等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、市民生活や社会経済活動へ与える影響を最小限にとどめるよう配意しつつ、関係省庁の連携の下、可能な限り前広かつ積極的な広報の実施を始め、国民及び民間事業者等の理解と協力を得ることに十分に留意しながら推進する。